

令和5年度七戸町医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱

令和5年11月1日

告示第108号

(趣旨)

第1 七戸町は、超高齢社会における医療・福祉分野の人材確保を図るとともに、加速する少子化の進行を少しでも緩やかにするため、県外から七戸町に移住した者が、この要綱に定める支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において七戸町医療・福祉職子育て世帯移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することとする。

当該支援金の交付については、青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、七戸町補助金等の交付に関する規則に定めるもののか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において「医療・福祉職」とは、県内の医療機関や福祉施設等で業務を行う際に必要な医療・福祉分野の資格（以下「事業対象資格」という。）に基づく業務をいう。

<対象資格の例>

医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、管理栄養士、栄養士、保育士、社会福祉士、介護福祉士

2 この要綱において「子育て世帯」とは、18歳未満の世帯員（申請日の属する年度の4月1日時点で18歳未満の者。ただし、同年度の4月2日が誕生日の者は対象とする。）とその養育者等からなる世帯をいう。

3 この要綱において「ひとり親世帯」とは、子育て世帯のうち18歳未満の世帯員とその母、父又は養育者のいずれかからなる世帯をいう。

(交付金額)

第3 第4（1）及び（2）に定める要件を満たす者のうち、（3）又は（4）の要件を満たす者の申請に基づき、第5に定める方法により以下の金額を支給する。

（1）基本分 1世帯当たり100万円

（2）子育て加算 18歳未満の養育する世帯員1人につき100万円

（3）ひとり親世帯加算 1世帯当たり100万円

(対象者要件)

第4 次の（1）及び（2）の要件を満たす者のうち、（3）又は（4）の要件を満たす者を対象とする。

（1）世帯に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ①申請者が転入前から18歳未満の世帯員を養育しており、かつ、申請時においても現にその世帯員を養育していること。
- ②移住元において、申請者と申請者の養育する世帯員が、原則、住民票において同一世帯に属していたこと。
- ③申請時において、申請者と申請者の養育する世帯員が住民票において同一世帯に属していること。
- ④申請者と申請者の養育する世帯員のいずれもが、令和5年4月1日以降に七戸町に転入したこと。
- ⑤申請時において、申請者と申請者の養育する世帯員のいずれもが、転入後1年以内であること。
- ⑥申請時において、申請者と申請者の養育する世帯員のいずれもが、七戸町に居住していること。
- ⑦申請者の属する世帯の世帯員のいずれもが、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(2) 移住等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

①移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 七戸町に転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、県外に居住していたこと。
- イ 七戸町に転入する直前に、連続して1年以上、県外に居住していたこと。

②移住先に関する要件

七戸町に、申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

③その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- イ 県及び申請者が移住した市町村が支援対象として不相当と認めた者でないこと。

(3) 就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ①申請者が事業対象資格を有していること。
- ②申請者が県内の医療機関又は福祉施設等において医療・福祉職に就業し、その勤務地が県内に所在すること。
- ③申請者が以下のいずれかの機関等で紹介されている求人に対して応募したこと。
ただし、官公庁が試験を実施する採用試験等の場合で、申請者が合格したことが通知等で確認できる場合はこの限りでない。
 - ア 青森県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」
 - イ 公共職業安定所
 - ウ 県内市町村が開設・運営する無料職業紹介所
 - エ 公益社団法人青森県看護協会看護師等無料職業紹介所

- オ 社会福祉法人青森県社会福祉協議会福祉人材無料職業紹介所
- カ 公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会無料職業紹介所
- キ 公益社団法人青森県栄養士会無料職業紹介所
- ク 県内市町村社会福祉協議会が開設・運営する無料職業紹介所
- ケ アからク以外で知事が認めるもの

- ④申請者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている医療機関及び福祉施設等への就業でないこと。
- ⑤週の所定労働時間が20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該就業先に在職していること。
- ⑥当該就業先に、申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ⑦転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(4) 就学に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ①申請者が事業対象資格を有していないこと（別途新たに事業対象資格を取得しようとする場合は除く。）。
- ②申請者が県内の医療機関や福祉施設等で医療・福祉職に就業するために必要な事業対象資格を取得するために以下のいずれかの県内の養成機関（通信制は除く。）に就学すること。
 - ア 医師養成校
 - イ 薬剤師養成校
 - ウ 看護師等養成所
 - エ 診療放射線技師養成校
 - オ 臨床検査技師養成校
 - カ 理学療法士養成校
 - キ 作業療法士養成校
 - ク 言語聴覚士養成校
 - ケ 歯科衛生士・歯科技工士養成校
 - コ 救急救命士養成校
 - サ 管理栄養士養成校
 - シ 栄養士養成校
 - ス 保育士養成校
 - セ 社会福祉士養成施設
 - ソ 介護福祉士養成施設
 - タ 介護福祉士実務者養成施設
 - チ アからタ以外で知事が認めるもの
- ③申請者が、②の養成機関の卒業及び事業対象資格の取得後、県内の医療機関又は福祉施設等において医療・福祉職に就業する意思があること。
- ④申請時において県内の養成機関に在籍していること。

(交付の申請)

第5 申請者は、(1)又は(2)に定める書類を、令和5年12月28日までに町長に提出しなければならない。

(1) 事業対象資格を有し、県内の医療機関又は福祉施設等において医療・福祉職に就業した場合(第4(1)、(2)及び(3)を満たす場合)

- ①申請書(様式1)
- ②就業先の就業証明書(様式2)
- ③本人確認書類
- ④上記(1)、(2)、(3)の要件を満たすことを証する書類

(2) 申請者が県内の医療機関や福祉施設等で医療・福祉職に就業するのに必要な事業対象資格を取得するために、県内の養成機関に就学した場合(第4(1)、(2)及び(4)を満たす場合)

- ①申請書(様式1)
- ②就学先の在学証明書
- ③本人確認書類
- ④上記(1)、(2)、(4)の要件を満たすことを証する書類

(交付決定の通知)

第6 町長は、第5による申請が第4(1)及び(2)の要件を満たし、かつ(3)又は(4)の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書(様式3)により、当該申請者に通知する。

また、審査の結果、支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(補助金の請求)

第7 前項の規定による交付の決定を受けた者が支援金の交付を受けようとするときは、速やかに医療・福祉職子育て世帯移住支援金請求書(様式4)を町長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第8 青森県及び七戸町は、青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、同事業に関する報告及び立入調査を求めることがある。

(返還請求)

第9 町長は、支援金の支給を受けた者が(1)又は(2)の区分に応じてそれぞれの掲げる要件のいずれかに該当する場合には、当該者に対し支援金の全額、半額又は4分の1相当額の返還を七戸町医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還通知書(様式5)により請求するものとする。

また、県内での転居については返還を求めないものとするが、七戸町から県内の他市町村へ転居し、その後他の都道府県に転出した場合は、この限りではない。

(1) 事業対象資格を有し、県内の医療機関又は福祉施設等において医療・福祉職に就業した場合

①全額の返還

- ア 虚偽の申請等をした場合
- イ 支援金の申請日から3年未満に県外に転出した場合
- ウ 支援金支援金の申請日から1年未満に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合
- エ その他県及び町長が全額の返還が適当であると認めた場合

②半額の返還

- ア 支援金の申請日から3年以上5年以内に県外に転出した場合
- イ 支援金の申請日から1年以上3年以内に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合
- ウ その他県及び町長が半額の返還が適当であると認めた場合

(2) 県内の医療機関又は福祉施設等において医療・福祉職に就業するため、事業対象資格を取得することを目的に、県内の養成機関に就学した場合

①全額の返還

- ア 虚偽の申請等をした場合
- イ 支援金の申請日から3年未満に県外に転出した場合
- ウ 支援金の要件を満たす養成機関を卒業できなかった場合
- エ 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格の取得に至らなかった場合
- オ その他県及び町長が全額の返還が適当であると認めた場合

②半額の返還

- ア 支援金の申請日から3年以上5年以内に県外に転出した場合
- イ 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業しなかった場合
- ウ 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業するも、就業した日から1年未満に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合
- エ その他県及び町長が半額の返還が適当であると認めた場合

③ 4分の1相当の額の返還

- ア 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業するも、就業した日から1年以上3年以内に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合
- イ その他県及び町長が4分の1相当の返還が適当であると認めた場合

(3) 返還事由の確認

当該支援金受給者は、上記(1)及び(2)の要件に該当しないことを証明するため、次の①又は②に定める書類を、当該支援金を受給した次の年度から毎年度、町長へ提出するものとする。

なお、当該支援金受給者は、上記(1)及び(2)の要件に該当した場合は、町長へ速やかに報告するものとする。

①事業対象資格を有し、県内の医療機関又は福祉施設等において医療・福祉職に就業した場合

ア 就業先の就業証明書（様式2）

※就業先が変更となる場合には、その都度提出すること。

イ 現住所が分かる書類（現住所が記載されている住民票、税金や公共料金の納入通知書の写しなど）

②申請者が県内の医療機関や福祉施設等で医療・福祉職に就業するのに必要な事業対象資格を取得するために、県内の養成機関に就学した場合

ア 就学先の在学証明書（就業した場合は、就業証明書（様式2））

※就業先が変更となる場合には、その都度提出すること。

イ 現住所が分かる書類（現住所が記載されている住民票、税金や公共料金の納入通知書の写しなど）

（4）返還に係る特例（令和5年度申請に限る）

申請可能日以前に支援金の支給要件を満たしている者が、当該申請可能日以降に申請し、支援金の支給を受けた後、上記（1）及び（2）の要件に該当し、当該支援金の返還を要することとなった場合には、令和5年度の申請に係る返還に限り、その要件の起算点を以下のとおりとすることができる。

①事業対象資格を有し、県内の医療機関又は福祉施設等において医療・福祉職に就業した場合は、第4（1）、（2）及び（3）の要件を満たした日

②県内の医療機関又は福祉施設等において医療・福祉職に就業するため、事業対象資格を取得することを目的に、県内の養成機関に就学した場合は、第4（1）、（2）及び（4）の要件を満たした日

（返還免除申請）

第10 支援金受給者が、第9のいずれかの要件に該当する場合で、就業先の倒産、災害、本人又は家族の病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、返還免除申請書（様式6）に返還免除理由を証する書類を添えて当該支援金を支給した市町村に返還の免除を申請できるものとする。

2 前項の申請を受理した市町村は、県の同意後、返還免除の可否に係る決定内容を返還免除承認通知書（様式7）又は返還免除不承認通知書（様式8）により当該申請者に通知するものとする。

（七戸町移住支援事業による移住支援金との併給の制限）

第11 申請者は、第4に定める支援金の支給の要件及び七戸町移住支援事業実施要領に定める七戸町移住支援金の支給の要件を満たす場合には、支援金（ひとり親世帯加算を除く。）の支給を申請できないものとする。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

【就業】

様式1（第5関係）

令和 年 月 日

七戸町長 様

七戸町医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付申請書

七戸町医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱第5の規定に基づき、支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名（自署）		西暦 年 月 日	
住所	〒 -	電話 番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の申請状況

同時に移住した家族の人数 （1の申請者は含まない）		ひとり親世帯 （該当する場合は○を付けてください）	
上記家族の人数のうち 18歳未満の者の人数		あおり移住支援金の支給の有無 （該当する場合は○を付けてください）	

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙「医療・福祉職子育て世帯移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙「医療・福祉職子育て世帯移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して七戸町に居住する意思について		A. 意思がある	B. 意思がない
職種について		A. 事業対象資格に基づく業務である	B. 事業対象資格に基づく業務でない
あおりジョブ、公共職業安定所、青森県ナースバンク、青森県福祉人材センター、青森県保育士人材バンク等の職業紹介を経ているまたは、官公庁の実施する採用試験等を経ているか		A. 経ている	B. 経ていない
就業先の医療機関及び福祉施設等の代表者又は取締役等の経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であるか		A. 新規の雇用である	B. 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更である

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、支援金の支給対象となりません。

【就業】

4 転出元の住所

住所	〒 -
----	-----

備考 氏名は、署名してください。なお、本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

担当及び提出先：七戸町企画調整課

電話：0176-68-2940

(提出資料)

提出するもの		市町村確認欄
a	医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付申請書（様式1）	当該様式
	医療・福祉職子育て世帯移住支援金の交付申請に関する誓約事項（様式1別紙）	
b	就業証明書（様式2）	
c	マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など（本人確認書類）	
d	転入後の住民票（①申請者と申請者の世帯員が同一世帯であること及び②申請者と申請者の世帯員が七戸町に転入したことが分かる書類）	
	転入前の住民票及び戸籍の附票（県内の市町村に転入する前の居住期間及び居住지가分かる書類）	
	資格証、免許証や研修等の修了証の写し（事業対象資格を有することを証する書類）	
	職業紹介機関の求人票等（職業紹介機関の紹介を経て応募したことが分かる書類）	

【就業】

(様式1別紙)

医療・福祉職子育て世帯移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 医療・福祉職子育て世帯移住支援事業に関する報告及び立入調査について、青森県及び七戸町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援事業実施要領に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 全額
 - ① 虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - ② 申請日から3年未満に七戸町から県外に転出した場合（七戸町から青森県内の他市町村に転出し、その後県外に転出した場合を含む。）
 - ③ 申請日から1年未満に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合
 - ④ その他県及び七戸町が全額の返還が適当であると認めた場合
 - (2) 半額
 - ① 申請日から3年以上5年以内に七戸町から県外に転出した場合（七戸町から青森県の他市町村に転出し、その後県外に転出した場合を含む。）
 - ② 申請日から1年以上3年以内に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合
 - ③ その他県及び七戸町が半額の返還が適当であると認めた場合
- 3 2に該当しないことを証明するため、以下の書類を、受給した年度の次の年度から毎年度、七戸町に提出します。
 - (1) 就業先の就業証明書（様式2に準じて市町村が別に定めるもの）
※就業先が変更となる場合には、その都度提出すること。
 - (2) 現住所が分かる書類（現住所が記載されている住民票、税金や公共料金の納入通知書の写しなど）
- 4 2に該当した場合は、速やかに七戸町に報告します。

医療・福祉職子育て世帯移住支援事業に係る個人情報の取扱い

青森県及び七戸町は、医療・福祉職子育て世帯移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、青森県及び七戸町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、青森県及び七戸町は、当該個人情報について、本事業の円滑な実施のため、申請年度以降も、他の都道府県、他の市区町村等に提供し、又は確認する場合があります。

【就学】

様式1（第5関係）

令和 年 月 日

七戸町長 様

七戸町医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付申請書

七戸町医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱第5の規定に基づき、支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名（自署）		西暦 年 月 日	
住所	〒 -	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の申請状況

同時に移住した家族の人数 （1の申請者は含まない）		ひとり親世帯 （該当する場合は○を付けてください）	
上記家族の人数のうち 18歳未満の者の人数			

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙「医療・福祉職子育て世帯移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙「医療・福祉職子育て世帯移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して七戸町に居住する意思について		A. 意思がある	B. 意思がない
養育者の医療・福祉の資格の有無について※別途、新たに事業対象資格を取得しようとする場合は除く		A. 事業対象資格を有していない	B. 事業対象資格を有している
資格取得の目的が、県内の医療機関又は福祉施設に勤務するためであるか		A. 該当する	B. 該当しない
入学先が、保育士養成校、社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設等、県内の医療・福祉職の養成機関か		A. 県内かつ医療・福祉職の養成機関である	B. 該当しない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、支援金の支給対象となりません。

【就学】

4 転出元の住所

住所	〒 -
----	-----

備考 氏名は、署名してください。なお、本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

担当及び提出先：七戸町企画調整課

電話：0176-68-2940

(提出資料)

提出するもの		市町村確認欄
a	医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付申請書（様式1）	当該様式
	医療・福祉職子育て世帯移住支援金の交付申請に関する誓約事項（様式1別紙）	
b	就学先の在学証明書	
c	マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など（本人確認書類）	
d	転入後の住民票（①申請者と申請者の世帯員が同一世帯であること及び②申請者と申請者の世帯員が市町村に転入したことが分かる書類）	
	転入前の住民票及び戸籍の附票（県内の市町村に転入する前の居住期間及び居住地が分かる書類）	

【就学】

(様式1別紙)

医療・福祉職子育て世帯移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 医療・福祉職子育て世帯移住支援事業に関する報告及び立入調査について、青森県及び七戸町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援事業実施要領に基づき、支援金の全額、半額又は4分の1相当の額を返還します。
 - (1) 全額
 - ① 虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - ② 申請日から3年未満に七戸町から県外に転出した場合（七戸町から青森県内の他市町村に転出し、その後県外に転出した場合を含む。）
 - ③ 支援金の要件を満たす養成機関を卒業できなかった場合
 - ④ 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格の取得に至らなかった場合
 - ⑤ その他県及び七戸町が全額の返還が適当であると認めた場合
 - (2) 半額
 - ① 申請日から3年以上5年以内に七戸町から県外に転出した場合（七戸町から青森県内の他市町村に転出し、その後県外に転出した場合を含む。）
 - ② 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業しなかった場合
 - ③ 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業するも、就業した日から1年未満に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合
 - ④ その他県及び七戸町が半額の返還が適当であると認めた場合
 - (3) 4分の1相当の額の返還
 - ① 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業するも、就業した日から1年以上3年以内に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合
 - ② その他県及び七戸町が4分の1相当の額の返還が適当であると認めた場合
- 3 2に該当しないことを証明するため、以下の書類を、受給した年度の次の年度から毎年度、七戸町に提出します。
 - (1) 在学証明書（就業した場合は、就業証明書（様式2））
※就業先が変更となる場合には、その都度提出すること。

【就学】

(2) 現住所が分かる書類（現住所が記載されている住民票、税金や公共料金の納入通知書の写しなど）

4 2に該当した場合は、速やかに七戸町に報告します。

医療・福祉職子育て世帯移住支援事業に係る個人情報の取扱い

青森県及び七戸町は、医療・福祉職子育て世帯移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、青森県及び七戸町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、青森県及び七戸町は、当該個人情報について、本事業の円滑な実施のため、申請年度以降も、他の都道府県、他の市区町村等に提供し、又は確認する場合があります。

七戸町長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務職種	
職業紹介機関	

医療・福祉職子育て世帯移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況等の情報を、青森県及び七戸町の求めに応じて、青森県及び七戸町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

担当及び提出先：七戸町企画調整課
電話：0176-68-2940

【就業】

様式3（第6関係）

年 月 日

様

七戸町長

七戸町医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付決定通知書

七戸町医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱第6の規定に基づき、以下のとおり支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 _____ 円

（備考）

- 1 七戸町医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - （1）全額の返還
 - ① 虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - ② 支援金の申請日から3年未満に県外に転出した場合
 - ③ 支援金の申請日から1年未満に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合
 - ④ その他県及び七戸町が適当であると認めた場合
 - （2）半額の返還
 - ① 支援金の申請日から3年以上5年以内に県外に転出した場合
 - ② 支援金の申請日から1年以上3年以内に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合
 - ③ その他県及び七戸町が半額の返還が適当であると認めた場合
- 2 七戸町医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱の規定に基づき、医療・福祉職子育て世帯移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

【就学】

様式3（第6関係）

年 月 日

様

七戸町長

七戸町医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付決定通知書

七戸町医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱第6の規定に基づき、以下のとおり支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 _____ 円

（備考）

1 七戸町医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、支援金の全額、半額又は4分の1相当の額の返還を請求します。

（1）全額の返還

- ① 虚偽の内容を申請したことが判明した場合
- ② 支援金の申請日から3年未満に県外に転出した場合
- ③ 支援金の要件を満たす養成機関を卒業できなかった場合
- ④ 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格の取得に至らなかった場合
- ⑤ その他県及び七戸町が全額の返還が適当であると認めた場合

（2）半額の返還

- ① 支援金の申請日から3年以上5年以内に県外に転出した場合
- ② 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業しなかった場合
- ③ 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業するも、就業した日から1年未満に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合
- ④ その他県及び七戸町が半額の返還が適当であると認めた場合

（3）4分の1相当の額の返還

- ① 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業するも、就業した日から1年以上3年以内に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合
- ② その他県及び七戸町が4分の1相当の額の返還が適当であると認めた場合

【就学】

- 2 七戸町医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱の規定に基づき、医療・福祉職子育て世帯移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

様式4 (第7関係)

年 月 日

七戸町長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

七戸町医療・福祉職子育て世帯移住支援金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった七戸町医療・福祉職子育て世帯移住支援金について、七戸町医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱第7の規定に基づき、支援金を請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込指定口座

金融機関								
本支店名								
口座種別	普通 ・ 当座							
口座番号 (左詰で記入)								
フリガナ 口座名義人								

※申請者が口座名義人となっているものに限りません。

3 添付書類

振込先の通帳の写し (店番、口座番号、口座名義が記載されている部分)

【就業・就学】

様式5（第9関係）

第 号
年 月 日

様

七戸町長

七戸町医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還通知書

年 月 日付けで交付決定のあった七戸町医療・福祉職子育て世帯移住支援金については、七戸町医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱第9の規定に基づき、下記のとおり返還を求めることに決定したので、同要綱第9の規定により通知します。

記

1 返還額

2 返還理由

【就業】

様式6（第10関係）

年 月 日

七戸町長 様

住所

氏名

七戸町医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還免除申請書

七戸町医療・福祉職子育て世帯移住支援金事業交付要綱第10の規定に基づき、下記のとおり支援金の返還免除を申請します。

記

返還対象要件 (該当項目にレ 点)	全額の返還
	<input type="checkbox"/> 支援金の申請日から3年未満に県外に転出した場合 <input type="checkbox"/> 支援金の申請日から1年未満に当該支援金の要件を満たす職 を退いた場合 <input type="checkbox"/> その他県及び七戸町が全額の返還が適当であると認め た場合 <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>
	あ
	半額の返還
	<input type="checkbox"/> 支援金の申請日から3年以上5年以内に県外に転出した場合 <input type="checkbox"/> 支援金の申請日から1年以上3年以内に当該支援金の要件を 満たす職を退いた場合 <input type="checkbox"/> その他県及び七戸町が半額の返還が適当であると認めた場合 <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>
返還免除申請額	円

【就業】

返還免除申請理由 (該当項目にレ 点)	<input type="checkbox"/> 雇用企業の倒産等の事業主都合による離職 <input type="checkbox"/> 災害による転居・離職 <input type="checkbox"/> 病気による転居・離職 <input type="checkbox"/> その他 <div data-bbox="515 342 1374 443" style="border: 1px solid black; height: 45px; margin-top: 5px;"></div>
---------------------------	--

【添付書類】

免除理由を証明できる書類

【就学】

様式6（第10関係）

年 月 日

七戸町長 様

住所

氏名

七戸町医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還免除申請書

七戸町医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱第10の規定に基づき、下記のとおり支援金の返還免除を申請します。

記

返還対象要件 (該当項目にレ 点)	全額の返還
	<input type="checkbox"/> 支援金の申請日から3年未満に県外に転出した場合 <input type="checkbox"/> 支援金の要件を満たす養成機関を卒業できなかった場合 <input type="checkbox"/> 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に 事業対象資格の取得に至らなかった場合 <input type="checkbox"/> その他県及び七戸町が全額の返還が適当であると認めた場合 <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>
	半額の返還
	<input type="checkbox"/> 支援金の申請日から3年以上5年以内に県外に転出した場合 <input type="checkbox"/> 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に 事業対象資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は 福祉施設等に就業しなかった場合 <input type="checkbox"/> 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に 事業対象資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は 福祉施設等に就業するも、就業した日から1年未満に当該支援金 の要件を満たす職を退いた場合 <input type="checkbox"/> その他県及び七戸町が半額の返還が適当であると認めた場合

【就学】

	<div style="border: 1px solid black; height: 60px; width: 100%;"></div>
	<p>4分の1相当の額の返還</p>
	<p><input type="checkbox"/> 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業するも、就業した日から1年以上3年以内に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合</p> <p><input type="checkbox"/> その他県及び七戸町が4分の1相当の額の返還が適当であると認めた場合</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>
<p>返還免除申請額</p>	<p style="text-align: center;">円</p>
<p>返還免除申請理由 (該当項目にレ点)</p>	<p><input type="checkbox"/> 雇用企業の倒産等の事業主都合による離職</p> <p><input type="checkbox"/> 災害による転居・離職・養成機関の退所</p> <p><input type="checkbox"/> 病気による転居・離職・養成機関の退所</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>

【添付書類】

免除理由を証明できる書類

【就業】

様式7（第10関係）

第 号
年 月 日

様

七戸町長

七戸町医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還免除承認通知書

年 月 日付けで返還免除申請のあった支援金については、七戸町医療・福祉職子育て世帯移住支援金第10の規定に基づき、下記のとおり免除することに決定したので、同要綱第10の規定により通知します。

記

- 1 返還免除申請額
- 2 返還免除承認額

【就学】

様式7（第10関係）

第 号
年 月 日

様

七戸町長

七戸町医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還免除承認通知書

年 月 日付けで返還免除申請のあった支援金については、七戸町医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱第10の規定に基づき、下記のとおり免除することに決定したので、同要綱第10の規定により通知します。

記

- 1 返還免除申請額
- 2 返還免除承認額

【就業】

様式8（第10関係）

第 号
年 月 日

様

七戸町長

七戸町医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還免除不承認通知書

年 月 日付けで返還免除申請のあった支援金については、下記の理由により七戸町医療・福祉職子育て世帯移住支援金第10の規定に該当しないことから、返還免除申請を承認しないこととしましたので、通知します。

記

1 不承認とする理由

【就学】

様式8（第10関係）

第 号
年 月 日

様

七戸町長

七戸町医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還免除不承認通知書

年 月 日付けで返還免除申請のあった支援金については、下記の理由により七戸町医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱第10の規定に該当しないことから、返還免除申請を承認しないこととしましたので、通知します。

記

1 不承認とする理由